

意見広告

1. ①本年7月の参院選、②2016年7月の参院選、③次回衆院選のいずれでも、全選挙区で提訴

- (1) 本年7月と2016年7月の各参院選挙投票日の翌日に、全47個の選挙区の有権者有志が、8高裁、6高裁支部で、選挙訴訟を提起する。
- 更に、次回衆院選(遅くとも2016年12月)の投票日の翌日に、全300個の選挙区の有権者有志が、同じく提訴する。
- (2) 本年3月に、2012衆院選挙裁判で16個の高裁判決が下された。即ち、
- 2個の「違憲・無効判決」、
 - 12個の「違憲・違法判決」(「事情判決」ともいう)、
 - 2個の「違憲状態判決」
- であった。
- 「**違憲・違法判決**」とは、選挙は「違憲」であると判断したうえで、『事情判決の法理』を適用して、選挙を

「無効」としないで、「選挙は、違憲であって、違法である」と宣言するに止める判決である。従って、「違憲・無効判決」であれば、提訴済選挙区の議員は資格を失うが、「違憲・違法判決」では、同議員は、資格を失わない。

- (3) ところで、**「事情判決の法理」**(昭和60年最高裁大法廷判決)とは、

「(提訴の対象たる)選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合考察し、選挙を無効とする結果の不都合を回避するという法理論である。

- (4) 即ち、「**事情判決の法理**」は、提訴済選挙区選挙で、「違憲・無効判決」が出ると、提訴済の選挙区選挙のみ無効となり、未提訴の選挙区の選挙は、無効とならないため、未提訴の選挙区選

出議員のみによって、選挙法改正の立法が行われる、という『不都合』を回避するための法理である。

そうであれば、全選挙区で提訴すれば、全選挙区選挙が違憲の場合は、全選挙区選出議員が資格を失うので、従来の『事情判決の法理』は、適用不可能となる。

よって、従来の『事情判決の法理』の適用を免れるために、有権者有志は、2013年7月と2016年7月の各全47個の参院選挙区選挙、次回(遅くとも2016年12月)の全300個の衆院小選挙区選挙で、それぞれ提訴する。

- (5) 本年7月の参院選の73人の当選議員が選挙無効により資格を失っても、①残余の73人の全選挙区のそれぞれから選出された参議院議員と②96人の全国比例代表の参議院議員が存在するので、参院決議の定足数(81人。定員(242人)の1/3。)を満たす。よって、これらの169人(=73+96)の参議院議員が、立法できる。即ち、73人の議員が、違憲・無効判決によって資格を失っても、参院の立法は、何ら不都合なことは生じない。

2. 米国連邦地方裁判所の命令から法改正まで、何と9日間!

米国連邦地裁は、2002年4月8日に、ペンシルバニア州(State)の19個の小選挙区間の『最大人口差』(19人)を「違憲」と判断し、3週間以内に、憲法に沿った選挙区割りの法改正をするよう、同州議会に命じた。そして、同州議会は、同裁判所の命令の日から**9日後**(2002年4月17日)に、同『最大人口差』を**1人**に縮減する法改正を行った(注1)。

裁判所の判断から立法までの、日本とペンシルバニア州(State)のスピードの、**驚天動地の「大差」**に驚く。

3. ①米国連邦下院選の「人口比例選挙」(1人・最大人口差)と②日本の衆院選の非「人口比例選挙」(29万1016人・最大有権者数差)の「大差」の理由は、「立証責任論」の明記の有無である

- (1) 日米間のこの『大差』の理由は、日本の最高裁の判決文と1983

年米国連邦最高裁の判決文(Karcher判決)の違いである。

- (2) 一方で、日本の最高裁判決は、『①憲法は、投票価値の平等を要求しているが、それは、絶対ではない。②投票価値の平等は、立法裁量権の合理的な行使によって調整され得る』と判示するが、『国が、「立法裁量権の行使に合理性があること」の『立証責任』を負う』と明言していない。

他方で、米国連邦最高裁は、『①投票価値の平等は、絶対ではない。②選挙区割りが、投票価値の平等から乖離している場合は、州(State)は、「その乖離が合理的なものであること」の『立証責任』を負う』と明言している。

- (3) 即ち、日本の最高裁判決も、米国連邦最高裁判決も、『投票価値の平等が**絶対ではない**』とする点では、既に、一致しているのである。
- 両者の違いは、

一方で、日本の最高裁判決が、『投票価値の平等を減殺する立法裁量権の行使に合理性があること』の『立証責任』は、国にある』と明言していないが、

他方で、米国連邦最高裁判決は、『投票価値の平等を減殺する立法裁量権の行使に合理性があること』の『立証責任』は、国にある』と明言しているという、**唯一点**である。

- (4) ところが、①福岡高裁(西謙二裁判長)、②東京高裁(難波孝一裁判長)は、2013年3月に、『立法裁量権の行使に合理性があること』の『立証責任』は、国にある』旨明言する**歴史的判決**を下した。即ち、これらの二つの高裁判決(東京高裁判決、福岡高裁判決)は、『立証責任』の論点で、1983年米国連邦最高裁判決と既に同一である。

以上

4. 人口比例選挙とは?

「人口比例選挙」	非「人口比例選挙」			
<p>【ペンシルバニア州での、米国連邦下院選・選挙区割り】: 最大人口の小選挙区と最小人口の小選挙区との「人口差」は、</p> <p>1人</p> <p>(=64万6372人(最大人口) - 64万6371人(最小人口))。注1</p> <p>(注1):195F. Supp. 2d 672(M.D. Pa2002)。</p>	<p>①【現行法の「4増4減」の選挙区割り(参院)】: 最大有権者数の小選挙区と最小有権者数の小選挙区の「有権者数の差」は、</p> <p>90万3451人</p> <p>(=114万3913人(議員一人当り、最大有権者数。北海道) - 24万462人(同最小有権者数。鳥取県))。注2</p> <p>(注2):総務省資料(平成24年)より。</p>	<p>②【現行法の衆院小選挙区割り】: 「有権者数の差」は、</p> <p>29万1016人</p> <p>(=49万5212人(千葉4区) - 20万4196人(高知3区))。注2</p> <p>(注2):総務省資料(平成24年)より。</p>	<p>③【「0増5減」の選挙区割り(衆院)】(自民党案): 「人口差」は、</p> <p>29万0574人</p> <p>(=58万1677人(新東京16区) - 29万1103人(新鳥取2区))。注3</p> <p>(注3):2013年3月28日付「衆院選挙区画定審議会」改定案より。</p>	<p>④【「21増21減」の選挙区割り(衆院)】: 「有権者数の差」は、</p> <p>18万8249人</p> <p>(=48万924人(議員一人当り、最大有権者数。鳥取県) - 29万2675人(同最小有権者数。鳥根県))。注2</p> <p>(注2):総務省資料(平成24年)より。</p>

- (1) (i)米国・ペンシルバニア州(State。人口・1280万人強)での連邦下院選の19個の選挙区間の「最大・人口差」・1人と
(ii)日本の各衆院選小選挙区間の『最大・有権者数差』・29万1016人は、『**天文学的大差**』である。

(2)人口比例選挙は、よそでやっている。日本で、やれない訳がない。

(3)本年3月、①福岡高裁(西謙二裁判長)、②名古屋高裁金沢支部(市川正巳裁判長)及び③広島高裁岡山支部(片野悟好裁判長)は、『憲法上、人口比例選挙が原則』と明言する歴史的判決を下した。

あなたの選挙権が、何票の価値かチェックしてみましょう。

http://www.ippyo.org/ 一人一票 検索

お問い合わせ | ippyo@ippy.org Fax.03-3780-3221
[連絡先] 〒150-0031東京都渋谷区桜丘町17-6 一人一票実現国民会議

